

改正	平成 15 年 7 月 1 日	平成 16 年 7 月 1 日	平成 30 年 10 月 1 日
	平成 17 年 10 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日	
	平成 21 年 6 月 1 日	平成 23 年 6 月 1 日	
	平成 24 年 7 月 1 日	平成 25 年 8 月 1 日	
	平成 26 年 5 月 1 日	平成 26 年 6 月 1 日	
	平成 27 年 5 月 1 日	平成 28 年 5 月 1 日	
	平成 29 年 6 月 1 日	平成 30 年 7 月 1 日	

(目的)

第 1 条 この事業は、国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」について改善を行い、介護保険サービスの提供を行う事業者が、低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの利用者負担を軽減することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象サービス)

第 2 条 この事業の対象となるサービス（以下「対象サービス」という。）の種類は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく次に掲げるサービスとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 通所介護
- (3) 短期入所生活介護
- (4) 訪問入浴介護
- (5) 訪問看護
- (6) 訪問リハビリテーション
- (7) 通所リハビリテーション
- (8) 短期入所療養介護
- (9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (10) 夜間対応型訪問介護
- (11) 地域密着型通所介護
- (12) 認知症対応型通所介護
- (13) 小規模多機能型居宅介護
- (14) 看護小規模多機能型居宅介護
- (15) 介護予防短期入所生活介護
- (16) 介護予防訪問入浴介護
- (17) 介護予防訪問看護
- (18) 介護予防訪問リハビリテーション
- (19) 介護予防通所リハビリテーション
- (20) 介護予防短期入所療養介護
- (21) 介護予防認知症対応型通所介護
- (22) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (23) 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

(事業主体)

第 3 条 この事業の事業主体は、対象サービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）とする。ただし、前条の対象サービスのうち、同条第 1 号から第 3 号まで、第 9 号から第 15 号まで、第 21 号から第 23 号のサービスについては、社会福祉法人及び八王子市（以下「市」という。）（以下「社会福祉法人等」という。）を除く。

2 本要綱に基づき利用者負担額の軽減をしようとする事業者は、東京都知事及び八王子市長（以下「市長」という。）に対して、「生計困難者等に対する利用者負担額軽減申出書」（様式第 2 号（様式略））により、その旨の申出を行うものとする。

(軽減の対象者)

第 4 条 軽減の対象者（以下「軽減対象者」という。）は、**市民税世帯非課税**であって、特に生計が困難である者及び**生活保護受給者**とする。ただし、対象サービスのうち、訪問介護、夜間対応型訪問介護及び

第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）については、国の特別対策である「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置」の適用を受けている者は対象としない。

2 「特に生計が困難である者」とは、次に掲げるすべての要件を満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めたものとする。

(1) 世帯の年間収入が基準収入額（ひとり世帯の場合は、150万円とし、世帯構成員が1人増えるごとに50万円を加えた額）以下であること。

(2) 世帯の預貯金等の額が基準貯蓄額（ひとり世帯の場合は、350万円とし、世帯構成員が1人増えるごとに100万円を加えた額）以下であること。

(3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

(4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(5) 介護保険料を滞納していないこと。

(対象となる利用者負担額)

第5条 対象となる利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）は、軽減対象者が対象サービスを利用する際に負担する額のうち、次に掲げる費用とする。

ただし、対象サービスのうち第3号、第8号、第15号又は第20号に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。

なお、生活保護受給者については、対象サービスのうち第3号及び第15号における個室の滞在費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

(1) 介護費負担

(2) 食費負担

(3) 居住費（滞在費）負担

(4) 宿泊費負担

(軽減の程度)

第6条 軽減の程度は、利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）とする。ただし、生活保護受給者については、利用者負担額の全額とする。

(市による助成の割合)

第7条 市は、事業者が利用者負担額を軽減した総額のうち、その2分の1を助成する。

(高額介護サービス費等との適用関係)

第8条 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給を行うものとする。

その際、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担については、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになることから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えないものとする。

なお、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度適用前の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。

また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

(軽減の申請等)

第9条 本要綱に基づき利用者負担額の軽減を受けようとする者は、「生計困難者等に対する利用者負担額軽減対象確認申請書」（以下「確認申請書」という。）（様式第3号（様式略））に、「収入及び預貯金等申告書兼資産及び扶養の有無に関する申告書」（様式第4号（様式略））を添付して、市長に対し申請を行わなければならない。

2 市長は、前項により申請があった場合には、軽減対象者であるか否かを速やかに調査の上、決定し、その旨申請を行った者に対して「生計困難者等に対する利用者負担額軽減対象決定通知書」（様式第5号（様式略）。以下「決定通知書」という。）により通知するとともに、「生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証」（様式第1号（様式略）。以下「確認証」という。）を交付しなければならない。ただし、軽減対象者でないと認めたときは、理由を付して決定通知書により通知するものとする。

(確認証の有効期限)

第10条 確認証の有効期限は、確認証を発行した月の属する年度の翌年度の7月末日とする。ただし、確認証を発行した月が4月、5月、6月又は7月の場合にあっては、当該月の属する年度の7月末日とす

る。

(確認証の更新)

第 11 条 軽減対象者は、確認証の有効期限後においても引き続き確認証の交付が必要な場合にあっては、確認証の更新の申請を行うことができる。

(確認証の再交付)

第 12 条 確認証の交付を受けた者が、交付された確認証を紛失又は破損した場合には、確認証の再交付を確認申請書により市長に申請することができる。

2 破損による再交付にあたっては、確認申請書に、確認証を添えて行わなければならない。

3 紛失による再交付を受けた者が、紛失した確認証を発見したときは、直ちに、発見した確認証を市長に返還しなければならない。

(住所等の変更)

第 13 条 確認証の交付を受けた者は、被保険者の住所又は氏名を変更したときは速やかに「生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証記載事項変更届」(様式第 6 号(様式略))を市長に提出しなければならない。

(確認証の返還)

第 14 条 確認証の交付を受けた者は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく確認証を市長に返還しなければならない。

(1) 確認証の有効期限に至ったとき。

(2) 確認証の交付を受けた者が転出又は死亡により市の被保険者でなくなったとき。

(3) 要介護被保険者又は要支援被保険者でなくなったとき。

(4) その他市長が必要であると認めるとき。

(軽減の方法)

第 15 条 確認証の交付を受けた者は、本要綱に基づき利用者負担額の軽減を受けようとする場合、対象サービスを受ける際に、当該事業者が第 3 条の申出を行った事業者であるかを確認した上で、確認証を提示しなければならない。確認証の提示を受けた事業者は、確認証を提示した者に対し、確認証の内容に基づき利用者負担額の軽減を行う。

(生活扶助基準見直しに伴う特例措置)

第 16 条 平成 25 年 8 月 1 日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給により居住費(滞在費)の利用者負担がなかった者のうち、引き続き軽減対象者に該当する者については、申請により、軽減の程度を利用者負担額の 4 分の 1(老齢福祉年金受給者は 2 分の 1)とする。ただし、対象サービスのうち第 3 号及び第 15 号に係る居住費(滞在費)については利用者負担額の全額を軽減する。

2 平成 26 年 4 月 1 日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給により居住費(滞在費)の利用者負担がなかった者のうち、引き続き軽減対象者に該当する者については、申請により、軽減の程度を利用者負担額の 4 分の 1(老齢福祉年金受給者は 2 分の 1)とする。ただし、対象サービスのうち第 3 号及び第 15 号に係る居住費(滞在費)については利用者負担額の全額を軽減する。

3 平成 27 年 4 月 1 日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給により居住費(滞在費)の利用者負担がなかった者のうち、引き続き軽減対象者に該当する者については、申請により、軽減の程度を利用者負担額の 4 分の 1(老齢福祉年金受給者は 2 分の 1)とする。ただし、対象サービスのうち第 3 号及び第 15 号に係る居住費(滞在費)については利用者負担額の全額を軽減する。

4 平成 30 年 10 月 1 日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給により居住費(滞在費)の利用者負担がなかった者のうち、引き続き軽減対象者に該当する者については、申請により、軽減の程度を利用者負担額の 4 分の 1(老齢福祉年金受給者は 2 分の 1)とする。ただし、対象サービスのうち第 3 号及び第 15 号に係る居住費(滞在費)については利用者負担額の全額を軽減する。

(その他)

第 17 条 自らの財政状況に踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第 7 条に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は、第 2 条から第 6 条及び第 8 条から第 16 条のとおりとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成28年5月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2 この要綱の第3条の規定は、平成28年3月31日までに申出を行った通所介護事業所のうち、平成28年4月1日付で地域密着型通所介護へ移行した事業所（みなし指定事業所）については、「地域密着型通所介護」での申出があったものとし、新たに申出は不要とする。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。